

## 別紙

## エタボキサム

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
ばれいしょ	0.05	0.05
はくさい	2	2
キャベツ	○ 4	
ブロッコリー	○ 9	
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	○ 25	
トマト	1	1
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5	0.5
ぶどう	● 8	10

●：基準値を引き下げる品目

○：基準値を引き上げる品目

\* 基準値が空欄になっている食品及び表中にはない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

## オクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾール

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
牛の筋肉	0.1	0.1
豚の筋肉	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>1</sup> の筋肉	0.1	0.1
牛の脂肪	0.1	0.1
豚の脂肪	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.1
牛の肝臓	0.5	0.5
豚の肝臓	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5	0.5
牛の腎臓	0.1	0.1
豚の腎臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1
牛の食用部分 <sup>2</sup>	● 0.5	3
豚の食用部分	● 0.5	3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.5	3
乳	0.1	0.1
鶏の筋肉	0.03	0.03
七面鳥の筋肉		2
その他の家きん <sup>3</sup> （七面鳥を除く。）の筋肉		0.03
その他の家きんの筋肉	2	
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	2	2
七面鳥の肝臓		6
その他の家きん（七面鳥を除く。）の肝臓		2
その他の家きんの肝臓	6	
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.01	
魚介類（ふぐ目魚類に限る。）	0.05	0.05

●：基準値を引き下げる品目

\* 基準値が空欄になっている食品及び表中にはない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

\* 「七面鳥の筋肉」及び「その他の家きん（七面鳥を除く。）の筋肉」に設定されているオクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾールの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「その他の家きんの筋肉」として残留基準値を設定する。

\* 「七面鳥の肝臓」及び「その他の家きん（七面鳥を除く。）の肝臓」に設定されているオクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾールの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「その他の家きんの肝臓」として残留基準値を設定する。

1. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
2. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
3. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

## チオキサザフェン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
とうもろこし	○ 0.02	
大豆	○ 0.04	
綿実	○ 0.02	
牛の筋肉	○ 0.02	
豚の筋肉	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>1</sup> の筋肉	○ 0.02	
牛の脂肪	○ 0.03	
豚の脂肪	○ 0.03	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.03	
牛の肝臓	○ 0.03	
豚の肝臓	○ 0.03	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.03	
牛の腎臓	○ 0.03	
豚の腎臓	○ 0.03	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.03	
牛の食用部分 <sup>2</sup>	○ 0.03	
豚の食用部分	○ 0.03	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.03	
乳	○ 0.02	
鶏の筋肉	○ 0.02	
その他の家きん <sup>3</sup> の筋肉	○ 0.02	
鶏の脂肪	○ 0.02	
その他の家きんの脂肪	○ 0.02	
鶏の肝臓	○ 0.02	
その他の家きんの肝臓	○ 0.02	
鶏の腎臓	○ 0.02	
その他の家きんの腎臓	○ 0.02	
鶏の食用部分	○ 0.02	
その他の家きんの食用部分	○ 0.02	
鶏の卵	○ 0.02	
その他の家きんの卵	○ 0.02	

○：基準値を引き上げる品目

\* 基準値が空欄になっている食品及び表中にはない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

1. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
2. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
3. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

フェンブコナゾール

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
小麦	0.1	0.1
大麦	0.2	0.2
ライ麦	0.1	0.1
大豆	0.2	0.2
らっかせい	0.1	0.1
てんさい	● 0.4	0.5
たまねぎ	0.05	0.05
ピーマン	0.6	0.6
その他のなす科野菜 <sup>1</sup>	0.6	0.6
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.2	0.2
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.05	0.05
しろうり	○ 0.2	
メロン類果実		0.2
メロン類果実 (果皮を含む。)	0.2	
まくわうり		0.2
まくわうり (果皮を含む。)	0.2	
みかん		1
みかん (外果皮を含む。)	1	
なつみかんの果実全体	1	1
レモン	1	1
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	1	1
グレープフルーツ	1	1
ライム	1	1
その他のかんきつ類果実 <sup>2</sup>	1	1
りんご	● 0.8	1
日本なし	0.7	0.7
西洋なし	0.7	0.7
マルメロ	0.5	0.5
びわ		0.1
びわ (果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.5	
もも		0.5
もも (果皮及び種子を含む。)	2	
ネクタリン	1	1
あんず (アプリコットを含む。)	0.5	0.5
すもも (ブルーンを含む。)	1	1
うめ	2	2
おうとう (チェリーを含む。)	1	1
ブルーベリー	0.7	0.7
クランベリー	1	1
ハックルベリー	0.5	0.5
その他のベリー類果実 <sup>3</sup>	0.3	0.3
ぶどう	3	3
かき	0.7	0.7
バナナ	0.05	0.05

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
その他の果実 <sup>4</sup>	○ 0.5	0.01
ひまわりの種子	0.05	0.05
なたね	0.05	0.05
ぎんなん	0.01	0.01
くり	0.01	0.01
ペカン	0.01	0.01
アーモンド	0.05	0.05
くるみ	0.01	0.01
その他のナッツ類 <sup>5</sup>	0.01	0.01
茶	○ 30	10
その他のスパイス <sup>6</sup>	1	1
その他のハーブ <sup>7</sup>	○ 0.6	
牛の筋肉	0.01	0.01
豚の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>8</sup> の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	0.01	0.01
豚の脂肪	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01
牛の肝臓	0.1	0.1
豚の肝臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1
牛の腎臓	0.1	0.1
豚の腎臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1
牛の食用部分 <sup>9</sup>	0.1	0.1
豚の食用部分	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1
乳	0.01	0.01
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きん <sup>10</sup> の筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01

●：基準値を引き下げる品目

○：基準値を引き上げる品目

\* 基準値が空欄になっている食品及び表中にはない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

- \* 「メロン類果実」に設定されているフェンブコナゾールの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「メロン類果実（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
  - \* 「まくわうり」に設定されているフェンブコナゾールの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「まくわうり（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
  - \* 「みかん」に設定されているフェンブコナゾールの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「みかん（外果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
  - \* 「びわ」に設定されているフェンブコナゾールの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。
  - \* 「もも」に設定されているフェンブコナゾールの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「もも（果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。
1. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
  2. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
  3. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
  4. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アブリコットを含む。）、すもも（ブルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
  5. 「その他のナツツ類」とは、ナツツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
  6. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
  7. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
  8. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
  9. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
  10. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。